

静岡県告示第746号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条の規定に基づき、浜松市において平成26年3月28日付け県公報第2586号告示第313号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和6年12月6日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 区域の名称
田沢椎ノ下沢土砂災害警戒区域 田沢椎ノ下沢土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

=====

静岡県告示第747号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、浜松市において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

令和6年12月6日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 区域の名称
田沢椎ノ下沢土砂災害警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- 3 区域の表示
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県浜松土木事務所及び浜松市役所土木部河川課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

静岡県告示第748号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条の規定に基づき、南伊豆町において平成25年3月29日付け県公報第2484号告示第300号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和6年12月6日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 区域の名称

里條B土砂災害警戒区域 里條B土砂災害特別警戒区域

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第749号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、南伊豆町において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和6年12月6日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 区域の名称
里條B土砂災害警戒区域 里條B土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示
次の図のとおり
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県下田土木事務所及び南伊豆町役場地域整備課に備え置いて縦覧に供する。）

=====

静岡県告示第750号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条及び第9条の規定に基づき、河津町において平成27年2月20日付け県公報第2679号告示第101号により指定した土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を解除する。

令和6年12月6日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 区域の名称
大谷津土砂災害警戒区域 大谷津土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

=====

静岡県告示第751号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき、河津町において次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

令和6年12月6日

静岡県知事 鈴木康友

- 1 区域の名称
大谷津土砂災害警戒区域 大谷津土砂災害特別警戒区域
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 3 区域の表示
次の図のとおり
- 4 土砂災害特別警戒区域に係る当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を静岡県交通基盤部河川砂防局、静岡県下田土木事務所及び河津町役場建設課に備え置いて縦覧に供する。）